

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成22年度一般会計歳入歳出決算書 他11件	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年10月5日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,600,606	3,600,606	100.0%	—	予算書を国会提出前に発行する唯一の機関が(独)国立印刷局であるため。	①ハ	
平成23年度一般会計補正予算書(第3号)外24件	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年10月21日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,172,824	2,172,824	100.0%	—	予算書を国会提出前に発行する唯一の機関が(独)国立印刷局であるため。	①ハ	
平成23年度Pilot-Nxtシステム(厚生)改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成23年12月5日	(株)中国サンネット 広島市中区袋町4番21号	会計法第29条の3第4項	14,836,500	14,154,000	95.0%	—	本業務は、子ども手当の法令改正に伴い支給額、年齢等の変更に伴うシステム改良、国家公務員の給与臨時特例に関する法律改正に対応できる様、標準報酬の改定等のシステム改良等を行うものである。 北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、九州地方整備局の8機関共同で改良を行う。 当該業者は、Pilot-Nxtシステム(厚生)の開発及び改良を行っており、システム構成、内容、各地方整備局のシステム環境及び運用実態について熟知、精通していることからの確かな対応が可能であるとともに、システム障害が生じた場合にも迅速な対応が可能である。 なお、当該業者は今回の改良業務について、著作権法に基づく著作権(同一性保持権)を行使する旨を申し出ている。 以上のことから、当該業者と随意契約を行うものである。	①イ(イ)	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
建設事業予算執行管理システム(CAMS)改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成23年12月20日	日本電気(株)関西支社 大阪市中央区城見一丁目4番24号	会計法第29条の3第4項	3,276,000	3,108,000	94.0%	—	<p>本業務は、近畿地方整備局において平成16年4月より運用されている「ADAMS連携版建設事業予算執行管理システム(以下「CAMS」という)のサブシステムについて、「官庁会計システム(以下「ADAMS」という)及びCAMSの改良に伴う仕様変更に対応するため、システムの改良を行うものである。</p> <p>今回改良予定のサブシステムは、支払相手方の管理や振込通知の機能を分担しており、CAMSの運用に必要不可欠なものである。したがって、サブシステムの改良にあたっては、CAMSの改良内容を十分熟知して実施する必要がある。また、CAMS及びサブシステムは、日々の予算執行管理を行う重要なシステムであることから、改良に伴いシステム障害が発生する事態となった場合、会計事務全般に多大な支障を及ぼすことになる。</p> <p>このことから、現在稼働中のCAMSシステムに影響のないように改良を行わなければならない。CAMSのシステム、データ内容、処理形態等についても熟知している必要がある。</p> <p>当該業者は現在改良中の全国版CAMSについて改良を担当しており、改良内容について熟知している。また、これまでCAMS及びサブシステムの開発を行っており、CAMSのシステム、データ内容、処理形態等についても熟知している。さらに、万一障害が発生した場合においても迅速な対応が可能である。</p> <p>なお、当該業者は、CAMSのプログラムについて、著作権者人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)を有しており、今回改良業務を実施するにあたって、同一性保持権行使する旨を当局に申し出ている。</p> <p>以上のことを総合的に判断して、本業務を実施することができる唯一の業者である当該業者と随意契約を行うものである。</p>	①イ(イ)	
大和川水系における糞便性大腸菌群の挙動	分任支出負担行為担当官 大和川河川事務所長 鈴木 俊朗 藤井寺市川北3-8-33	平成23年11月10日	国立大学法人京都大学 京都市左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	—	1,911,000	—	—	<p>本委託研究は、国土交通省が研究開発課題の公募を行い、同水管理・国土保全局(旧河川局)及び国土技術政策総合研究所に設置された学識経験者等からなる河川技術研究評価委員会地域課題評価分科会において、審査された結果、選定されたものである。</p>	①二(ハ)	
国道2号加古川バイパス新在家横断歩道橋昇降設備点検業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年11月30日	加古川市長 榎本庄一 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地	会計法第29条の3第4項	—	1,919,400	—	—	<p>JR加古川駅周辺の特定道路指定区間に設置された横断歩道橋昇降設備管理について、加古川市長と交わした覚書(H23.10.3)に基づくもの。</p>	①イ(ニ)	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
一般国道2号相生有年道路事業に伴う有年牟礼・井田遺跡その2発掘調査	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 松木 洋忠 兵庫県姫路市北条1丁目-250	平成23年12月14日	兵庫県教育長 大西孝 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	-	26,610,000	-	-	文化財保護法第99条に基づく地方公共団体への委託	①イ(イ)	
一般国道483号北近畿豊岡自動車道八鹿豊岡南道路に伴うNO.15地点外発掘調査	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長 村上 敏章 兵庫県豊岡市幸町10番3号	平成23年11月14日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	-	11,394,000	-	-	本調査は、一般国道483号北近畿豊岡自動車道事業予定地におけるNO.15地点他の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第二項に基づき、地方公共団体の機関で発掘調査を実施するものである。 兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	①イ(イ)	
PCB廃棄物処理業務	支出負担行為担当 四国地方整備局長 川崎 正彦 高松市サンポート3-33	平成23年10月3日	日本環境安全事業(株) 東京都港区芝1-7-17	会計法第29条の3第4項	26,092,600	26,092,600	100.0%	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の定めによる処理委託先として明記されている唯一の機関	①イ(イ)	
予讃線伊予吉田・高光間本村二線橋補修工事	支出負担行為担当 四国地方整備局長 川崎 正彦 高松市サンポート3-33	平成23年10月12日	四国旅客鉄道(株) 高松市浜ノ町8-33	会計法第29条の3第4項	21,975,000	21,975,000	100.0%	-	鉄道敷地内等工事を協定に基づき鉄道事業者に委託するもの	①イ(イ)	
土讃線朝倉・枝川間枝川架道橋新設工事	支出負担行為担当 四国地方整備局長 川崎 正彦 高松市サンポート3-33	平成23年10月24日	四国旅客鉄道(株) 高松市浜ノ町8-33	会計法第29条の3第4項	93,621,000	93,621,000	100.0%	-	鉄道敷地内等工事を協定に基づき鉄道事業者に委託するもの	①イ(イ)	
冬期走行注意喚起に関する新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 四国地方整備局徳島河川国道事務所長 小林 稔 徳島市上吉野町3-35	平成23年12月20日	(社)徳島新聞社 徳島市中徳島町2-5-2	会計法第29条の3第4項	2,441,250	2,441,250	100.0%	-	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①ニ(ハ)	
冬期運転啓発に関する広告掲載	分任支出負担行為担当 四国地方整備局香川河川国道事務所長 中山 義男 高松市福岡町4-26-32	平成23年12月26日	(株)四国新聞社 高松市中野町15-1	会計法第29条の3第4項	2,257,500	2,257,500	100.0%	-	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①ニ(ハ)	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
冬季運転注意喚起に関する広告掲載	分任支出負担行為担当 四国地方整備局松山河川国道事務所 志々田 武幸 松山市土居田町797-2	平成23年12月9日	(株)愛媛新聞社 松山市大手町1-12-1	会計法第29条の3第4項	2,533,125	2,533,125	100.0%	—	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①二(へ)	
宇和島道路広告掲載	分任支出負担行為担当 四国地方整備局大洲河川国道事務所 木村 正己 大洲市中村210	平成23年11月21日	(株)愛媛新聞社 八幡浜支社 八幡浜市昭和通1452	会計法第29条の3第4項	1,181,250	1,181,250	100.0%	—	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①二(へ)	
冬期走行運転啓発新聞広報掲載	分任支出負担行為担当 四国地方整備局土佐国道事務所 三保木 悦幸 高知市江陽町2-2	平成23年12月21日	(株)高知新聞社 高知市本町3-2-15	会計法第29条の3第4項	2,218,125	2,218,125	100.0%	—	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①二(へ)	
一般国道10号敷戸橋架替え工事に伴う交通規制に対する新聞掲載	分任支出負担行為担当 九州地方整備局大分河川国道事務所 奥田 秀樹 大分市西大道1丁目1番71号	平成23年10月6日	有限会社 大分合同新聞社	会計法第29条の3第4項	1,152,375	1,152,375	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の機関であるため	二	
メニュー管理システム改良業務	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 裨田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年10月14日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	11,455,500	11,235,000	98.1%	—	本システムの著作権者である東芝ソリューション(株)は、システム改良にあたり、著作権者人格権のうち同一性保持権(著作権法第20条第1項)の行使を表明していることから、本業務を円滑かつ確実に行うことのできる唯一の業者である。	①二(へ)	
平成23年度工事契約情報管理システム改良業務	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 裨田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	平成23年11月28日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	31,101,000	30,975,000	100.0%	—	東芝ソリューション(株)は、本システムの開発者であり、これまでの本システム改良に携わっておりシステム構築の際に必要な知識や経験を有しているとともに、関連システムの連携状況についても十分に把握していることから、システム改良における迅速な対応を行うことが可能であるとともに、システム改良にあたり著作権者人格権の行使を表明していることから、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の法人である。	①二(へ)	
北海(一期)外1地区 空知地域受益動向調査等委託業務	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年10月14日	北海土地改良区 北海道岩見沢市6条西7丁目1番地	会計法第29条の3第4項	9,038,710	9,038,710	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①二(へ)	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
篠津中央二期地区 篠津中央地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年10月28日	篠津中央土地改良区 北海道石狩郡当別町 字金沢1363番地21	会計法第29条の3第4項	2,880,603	2,880,603	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①二(へ)	
道央用水(三期)外1地区 長沼地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年11月17日	ながめま土地改良区 北海道夕張郡長沼町 中央北1丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	7,608,354	7,608,354	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①二(へ)	
北海(一期)外1地区 新篠津地域事業推進調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年12月5日	新篠津土地改良区 北海道石狩郡新篠津 村第47線北13番地	会計法第29条の3第4項	1,194,074	1,194,074	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有するとともに、地元との調整能力がある唯一の者であるため。	①二(へ)	
南長沼地区 地域農業構造等調査委託業務	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	平成23年12月16日	長沼町 北海道夕張郡長沼町 中央北1丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,621,420	1,621,420	100.0%	—	業務履行にあたり必要な情報を有する唯一の者であるため。	①二(へ)	
北野地区 換地計画調査委託業務	支出負担行為担当官 旭川開発建設部長 鎌田 照章 旭川市宮前通東415番31	平成23年11月7日	鷹栖町 北海道上川郡鷹栖町 南1条3丁目5番1号	会計法第29条の3第4項	5,794,000	5,794,000	100.0%	—	本委託業務は、国営土地改良事業地区調査「北野地区」の事業計画策定に資する基礎資料とするため、換地従前図等の修正、換地設計基準案の修正及び区画計画素案図を作成するものである。 本業務の遂行には、公的機関の保有する土地権利関係者情報に関する資料が必要であるとともに、当該地域における換地計画に関する整理内容について十分な理解と知識が必要である。 鷹栖町は、地域住民の社会生活状況を把握し、町行政を遂行しているほか、農地の権利関係の調整を進めるなど、特定の情報である地籍情報を地籍簿、地籍図等により管理しているとともに、多くの換地業務を遂行している行政機関である。 よって、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の機関であるため。	①二(へ)	
旭川地区 消流雪用水導入施設操作委託	支出負担行為担当官 旭川開発建設部長 鎌田 照章 旭川市宮前通東415番31	平成23年11月14日	旭川市 北海道旭川市6条9丁目	会計法第29条の3第4項	5,156,250	5,156,250	100.0%	—	河川法第99条に基づく委託のため。	①イ(イ)	
美蔓地区外1地区 鹿追区域受益者状況調査等委託業務	支出負担行為担当官 帯広開発建設部長 大内 幸則 帯広市西4条南8丁目	平成23年11月15日	鹿追町長 北海道河東郡鹿追町 東町1丁目15番地1	会計法第29条の3第4項	4,898,540	4,898,540	100.0%	—	行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの。	①二(へ)	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
第42回東京モーターショーにおける自動車アセスメント広報活動	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 中田 徹 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成23年10月27日	一般社団法人日本自動車工業会 東京都港区芝大門1-1-30	会計法第29条の3第4項	1,128,750	1,128,750	100.0%	—	当該法人が東京モーターショーを主催している法人であるため。	①口	
港湾施設土地使用料(その3)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 青森港湾事務所長 中本 隆 青森市本町3-6-34	平成23年12月1日	東青地域県民局長 青森市幸畑唐崎76-4	会計法第29条の3第4項	1,703,215	1,703,215	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
仙台塩釜港仙台港区災害復旧作業用地賃貸借	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所長 諸星 一信 多賀城市明月1-4-6	平成23年12月26日	三陸運輸(株) 宮城県塩釜市貞山通3-11-28	会計法第29条の3第4項	3,076,905	3,076,905	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
仙台塩釜港仙台港区災害復旧作業用地賃貸借(その2)	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所長 諸星 一信 多賀城市明月1-4-6	平成23年12月26日	(株)橋本店 宮城県仙台市青葉区立町27-21	会計法第29条の3第4項	2,516,306	2,158,070	85.7%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
相馬港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 小名浜港湾事務所長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成23年11月1日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	1,174,010	1,174,010	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	
相馬港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 小名浜港湾事務所長 西尾 保之 いわき市小名浜字栄町65	平成23年12月26日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4項	3,188,043	3,188,043	100.0%	—	場所が限定されることにより、供給者が一に特定されるため	①口	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
土地賃貸借	分任支出負担行為担当 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備 事務所長 岸 弘之 新潟県新潟市中央区 入船町4-3778	平成23年10月21日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市江南区 茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	2,786,196	2,786,196	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に限定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備 事務所長 岸 弘之 新潟県新潟市中央区 入船町4-3778	平成23年10月21日	新潟冷蔵(株) 新潟県新潟市江南区 茗荷谷711	会計法第29条の3第4項	2,216,078	2,216,078	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に限定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備 事務所長 岸 弘之 新潟県新潟市中央区 入船町4-3778	平成23年11月2日	新潟県新潟地域振興 局新潟港湾事務所 新潟県新潟市中央区 竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,095,233	1,095,233	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に限定されるため	①口	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備 事務所長 水口 幸司 石川県金沢市大野町 4-2-1	平成23年12月19日	石川県港湾土地造成 事業 石川県金沢市鞍月1- 1	会計法第29条の3第4項	2,685,810	2,685,810	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に限定されるため	①口	
和歌山下津港海岸(海南地区)船尾側津波防波堤(改良)築造工事(第2工区)の施工により発生する土砂処分料	支出負担行為担当 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通 29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年10月28日	大阪湾広域臨海環境 整備センター 大阪市北区中之島2- 2-2	会計法第29条の3第4項	—	@1,890/m ³	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	①イ(ニ)	単価契約

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
堺泉北港堺2区作業用地賃貸借(その3)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所長 坂克人 豊中市蛸池西町3丁目371番地	平成23年11月30日	堺市長 竹山 修身 堺市堺区南瓦町3-1	会計法第29条の3第4項	1,600,000	1,117,488	69.8%	—	本件は、堺2区整備事業において、作業用車両通行路を確保するために借入するものである。通行路を当該特定の用地に確保する必要があるため。	①イ(二)	
土地14,488.08㎡賃貸借(3)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾事務所長 麻山 健太郎 下関市東大和町二丁目10-2	平成23年11月11日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	1,187,357	1,187,357	100.0%	—	当該場所で行わなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
土地11,350.41㎡賃貸借(2)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾事務所長 麻山 健太郎 下関市東大和町二丁目10-2	平成23年11月1日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	1,372,192	1,372,192	100.0%	—	当該場所で行わなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
土地13,510㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所長 吉田 秀樹 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	平成23年10月26日	北九州市 北九州市小倉北区城内1-1	会計法第29条の3第4項	2,098,246	2,098,246	100.0%	—	当該場所で行わなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	
土地5,950.00㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 三島理 宮崎市港1-16	平成23年10月20日	宮崎県 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,278,952	1,278,952	100.0%	—	当該場所で行わなければならない公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名: 国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
北海道旅客鉄道株式会社石勝線における列車脱線事故の調査・分析	支出負担行為担当官 運輸安全委員会事務局長 大須賀 英郎 東京都千代田区霞が関2-1-2	平成23年10月3日	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北13条西8丁目	会計法第29条の3第4項	1,339,000	1,339,000	100.0%	—	本分析に係る物品等は北海道警察が押収しており、同警察は同物品等の鑑定依頼を北海道大学に行ったため、平成23年10月から平成24年3月まで同大学で同物品等が保管されることとなった。 当委員会が北海道大学から当該物品等を借り受けることは困難であるが、鑑定期間中に当委員会が必要な分析を行うことについては北海道警察から了解が得られており、また同警察が行う鑑定囑託と当委員会が行う分析依頼については共通する項目があり、有利な価格で契約できることから、同大学に分析を依頼することとした。	①二(へ)	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(ロ)又は③のイからハに掲げる区分)を記載すること。